# 手続きの流れ（建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可）

| | |
|---|---|
| 事前相談 | 事前相談簿に以下の書類を添えて、提出してください。<br>案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、<br>道水路台帳・都市計画情報（ガイドマップかわさき（外部サイト）で印刷可能） |

↓

| | |
|---|---|
| 回答 | 許可の要否、許可の対象となるかを回答いたします。 |

↓

| | |
|---|---|
| 建築計画 | 道路管理者、警察署長と通行上支障がない旨の協議を終了させてください。<br>建築基準法、川崎市建築基準条例、宅地造成等規制法、都市計画法、その他関係法令等に<br>適合した計画としてください。 |

↓

| | |
|---|---|
| 担当者による<br>資料確認 | 建築審査会用資料を1部提出してください。<br>※建築審査会資料は、建築指導課HP内『建築基準法等許可手続きの流れ（PDF）]』の<br>建築審査会の資料についてを参照してください。 |

↓

| | |
|---|---|
| 課内協議会 | 建築審査会用資料を7部提出してください。<br>部内協議会に諮れるかを判断いたします。 |

↓

| | |
|---|---|
| 部内協議会 | 建築審査会用資料を15部提出してください。<br>許可調整会議に諮れるかを判断いたします。 |

↓

| | |
|---|---|
| 許可調整会議 | 建築審査会用資料を15部提出してください。<br>建築審査会に附議するかを判断いたします。 |

↓

| | |
|---|---|
| 市関係局協議 | 建築審査会用資料を30部（A4サイズに折り込んだもの）提出してください。<br>庁内の関係部署に資料を配布し、意見書を求めます。<br>意見を反映した計画とする必要があります。 |

↓

| | |
|---|---|
| 許可申請受付 | 許可申請書類（正・副2部）を提出してください。<br>（道路管理者の道路占用許可書の写し、警察署長からの回答、<br>都市計画法第53条の許可の通知書の写し（不要であれば議事録提出）を添付してください。）<br>手数料の納付完了を確認し、受付となります。<br>建築審査会用のパワーポイントのデータを合わせて提出してください。<br>建築審査会までに、建築審査会用資料を30部提出してください。（後日提出） |

↓

| | |
|---|---|
| 建築審査会 | 不定期開催となります。 |

↓

| | |
|---|---|
| 許可 | 消防同意、決裁、事務処理等の後、許可通知書（副本）を交付いたします。 |

↓

| | |
|---|---|
| 確認申請 | 許可通知書（副本）を添付して、確認申請窓口に提出してください。 |